

Japan Open Policy Forum

JPOPM-32

初期割り振り基準に関する記述修正の提案

2017年6月21日

Policy-WG

提案

- 現状の問題点
 - 「5.2.1. 初期割り振りの基準 d)項」において、「または」と「読点」の組合せが複雑であり複数の解釈が生じてしまうこと。
- 改定案
 - APNICのポリシーに合わせ、箇条書きとする。
 - 具体案は別添-1参照
- メリット
 - 初期割り振り基準が明確化される。
- デメリット
 - なし。

5.4. IP指定事業者から下位ISPへの割り振り

(現在)

IPv6アドレス空間の初期割り振りの資格を得るには、申請する組織は、

- a) IP指定事業者であること
- b) エンドサイトでないこと
- c) 割り当て先組織に対し、IPv6の接続性を提供する計画があること
- d) IPv4アドレスの割り振りを受けているIPアドレス管理指定事業者であり、割り振りを受けたIPv6アドレスを他の組織へ割り当てまたは再割り振りを行い、2年以内に当該アドレス空間をインタードメインルーティングシステムで広告すること
または2年以内に最低でも200の割り当てを行う計画があること

以上の4つを満たさねばならない。

(提案)

IPv6アドレス空間の初期割り振りの資格を得るには、申請する組織は、

- a) IP指定事業者であること
- b) エンドサイトでないこと
- c) 割り当て先組織に対し、IPv6の接続性を提供する計画があること
- d) 次のどちらかを満たすこと。
 - ・ 2年以内に最低でも200の割り当てを行う計画があること
 - ・ IPv4アドレスの割り振りを受けているIPアドレス管理指定事業者であり、割り振りを受けたIPv6アドレスを他の組織へ割り当てまたは再割り振りを行い、2年以内に当該アドレス空間をインタードメインルーティングシステムで広告すること

以上の4つを満たさねばならない。

(参考) APNICのポリシー

9.2.2. Account holders without existing IPv4 space

To qualify for an initial allocation of IPv6 address space, an organization must:

1. Be an LIR
2. Not be an end site
3. Plan to provide IPv6 connectivity to organizations to which it will make assignments.
4. Meet one of the two following criteria:
 - Have a plan for making at least 200 assignments to other organizations within two years, or
 - Be an existing LIR with IPv4 allocations from APNIC or an NIR, which will make IPv6 assignments or sub-allocations to other organizations and announce the allocation in the inter- domain routing system within two years.

<snip>

参考URL

- JPNICにおけるIPv6アドレス割り振りおよび割り当てポリシー
 - <https://www.nic.ad.jp/doc/jpnic-01167.html>
- APNIC Internet Number Resource Policies
 - <https://www.apnic.net/community/policy/resources#Part 3: IPv6 Policy>